

# 別紙1

# 誓約・同意書

(下記の内容を確認の上、チェック欄 (□) にチェックしてください。)

## 当社又は私は、下記の誓約内容及び同意事項を十分に理解し、遵守することを誓約します

### 1. 事業の概要について

当社又は私は、本事業が新型コロナウイルスの影響によって売上高が減少した事業者に対して、一層の資金繰りを支援する目的であることを理解し、受領した助成金は事業の目的に則して適切に履行することを誓約します。

### 2. 申請について

当社又は私は、交付申請書及び申告書に記入する内容、報告数値が確定申告決算書、試算表、売上帳等に基づいた正確な数値であり、事実に相違ないことを誓約します。なお、本申請において、故意に申請内容を偽り、またその他不正の手段により助成金を受けた場合は、助成金の交付決定の取消し・返還命令、不正内容の公表等を受けることや、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第29条に基づき、5年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金、または両方に処せられる可能性があります。

### 3. 助成対象者について

当社又は私は、以下のいずれにも該当しないことを誓約します。  
イ) 本助成金以外の新型コロナ特別貸付に係る利子補給助成金の交付を受けている又は受ける予定の者(本助成金の対象外部分除く。)  
ロ) 補助金等指定停止または指名停止の措置が講じられている者  
ハ) 反社会的勢力(独立行政法人中小企業基盤整備機構反社会的勢力対応規程(平成23年3月1日規程22第37号)第2条に規定する反社会的勢力をいい、そのうち暴力団員については、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。以下同じ。)に該当し、また将来にわたっても該当しないこと及び反社会的勢力と関係を持つ意思がないことを確約しない者。

### 4. 事務局等からの調査等について

当社又は私は、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び当該機構から委託する特別利子補給制度事務局(以下、「事務局等」といいます。)からの、申請・申告内容に係る電話やメールでの照会、現地調査、資料提出依頼に応じることに同意します。またこれらに係る資料を、申請日から起算して10年間保管することに同意します。

### 5. 助成金額の算定方法について

当社又は私は、交付決定に基づき交付される助成金額は、事務局等が定める計算方法により算定された、無利子対象期間分(貸付を受けた日から起算して最長3年間分)の利子相当額であることを承諾します。

### 6. 助成期間終了時の対応について

当社又は私は、助成終了後に、本来自らが実際に支払った利子額を事務局等へ報告する必要がありますが、貸付を受けた公的金融機関が、事務局等へ報告を行うことを承諾します。

### 7. 助成金と支払利子額とに差異が生じた場合について

当社又は私は、助成の対象となる貸付(以下「対象貸付」といいます。)について、線上返済や借換、条件変更、利払いの延滞や倒産等を事由とする対象貸付の期限の利益の喪失により、実際に支払った利子額を超える額の助成を受けていたことが判明した場合、事務局等から受ける助成金返還請求に対し、速やかに返還手続きを行うことに同意します。また、受領した助成金が、実際に支払った利子額に対して不足する場合、追加で助成金を交付されることに同意します。なお、いずれの場合も、事務局等において適正に算出された額に基づく請求又は交付であること同意します。

### 8. 債務者の支払い状況に変更を生じた場合の通知について

当社又は私は、破産法に基づく破産手続開始決定、民事再生法に基づく再生手続開始決定、会社更生法に基づく更生手続開始決定、会社法に基づく特別清算の開始決定等に伴い、対象貸付の利子支払いが不能になった時、その他対象貸付に係る契約上の地位を譲渡(債務引受け、相続等)した時は事務局等に通知することを誓約します。

### 9. 交付決定取消し時の加算金について

当社又は私は、交付決定の取消しを受けた場合、助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該助成金(その一部を返還した場合におけるその後の期間は、既返還額を控除した額)につき年10.95%の割合で計算した加算金を納付することに同意します。

### 10. 助成金返還金の延滞金について

当社又は私は、助成金の返還請求を受けた場合、事務局等が定めた期日までに未納の場合は、未納に係る金額に対し、その未納に係る期間に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を納付することに同意します。

### 11. 個人情報等の共有及び管理について

当社又は私は、本書裏面に記載の情報について、事務局等と公的金融機関との間で共有することをあらかじめ同意します。事務局等は、本事業を通じて取得した情報を、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、適切に取り扱うものとし、本事業においてのみ利用します。なお、事務局等は国が行う調査等や政策の実施等に対して、当該情報を提供することができます。

### 12. 専属的合意管轄裁判について

当社又は私は、本事業において申請者と事務局等との間に生じた紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

### 13. 免責事項

当社又は私は、金融機関との本事業以外のトラブルや損失、損害に対して、事務局等が一切責任を負わないことについて同意します。

## 公的金融機関との個人情報等の共有に関する同意について

(新型コロナウイルス感染症特別貸付に係る特別利子補給制度)

当社又は私は、新型コロナウイルス感染症特別貸付に係る特別利子補給制度の申請をするにあたり、(独)中小企業基盤整備機構(以下「機構」といいます。)及び機構が委託する特別利子補給制度事務局(以下総称して「事務局等」といいます。)と株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行(以下総称して「公的金融機関」といいます。)において、事務局等が本事業を実施することを目的として必要となる下記の情報を、相互に共有することにあらかじめ同意します。

### 記

1. 特別利子補給助成金交付申請書及び請求書(様式1)に記載されている申請者と公的金融機関から貸付を受けた者が同一であることを識別するために必要となる情報  
(具体的には、特別利子補給助成金交付申請書及び請求書(様式1)に記載されている名寄番号、部店番号、取引番号、商号又は名称、貸付を受けた公的金融機関名及び貸付を受けた公的金融機関の支店名などを指します。)
2. 交付すべき特別利子補給助成金を事務局等が計算するために必要となる情報  
(具体的には、貸付契約日、貸付日、総貸付額、助成対象貸付額、利子補給利率、初回返済日、最終返済日、初回利払い日、毎月の返済額及び公的金融機関が計算する特別利子補給助成金の額などを指します。)
3. 特別利子補給助成金の額を確定するために必要となる情報  
(具体的には、公的金融機関が実際に支払いを受けた貸付を受けた日から起算して3年間に発生した利子相当額、対象貸付を約定外返済により完済した事実、対象貸付が期限の利益を喪失した事実及び対象貸付の助成期間が終了した事実などを指します。)
4. 申請者の変更があった場合に必要となる情報  
(具体的には、申請者の変更があった事実並びに変更後の商号又は名称、代表者名、所在地、電話番号及び名寄番号などを指します。)
5. その他事務局等が本事業を円滑に実施する目的の範囲内において必要となる情報

以上

法人名(屋号、商号または名称)	代表者名	
※屋号の無い個人事業主の方は省略可	電話番号(携帯電話可)	— —